

能代風力発電所リプレース計画に係る
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和元年 10 月

東北自然エネルギー株式会社

(目 次)

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1.1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1.1.1 公告の日.....	1
1.1.2 公告の方法.....	1
1.1.3 縦覧場所.....	1
1.1.4 縦覧期間.....	1
1.1.5 縦覧者数.....	2
1.1.6 インターネット利用による公表.....	2
1.2 環境影響評価準備書の説明会の開催.....	3
1.2.1 開催場所及び開催日時.....	3
1.2.2 来場者数.....	3
1.3 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	3
1.3.1 意見書の提出期間.....	3
1.3.2 意見書の提出方法.....	3
1.3.3 意見書の提出状況.....	3
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解.....	4

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第16条の規定に基づき、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

1.1.1 公告の日

令和元年8月9日(金)

1.1.2 公告の方法

(1) 日刊新聞による公告

令和元年8月9日(金)付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した(別紙1)。

- ・秋田魁新報(朝刊)
- ・北羽新報(朝刊)

(2) その他の方法によるお知らせ

上記の公告に加え、以下の「お知らせ」を実施した。

- ・当社ウェブサイトに、令和元年8月9日(金)より掲示(別紙2)。
- ・能代市広報「広報のしろ」8月号(令和元年8月10日(土)発行)及び三種町広報「広報みたね」8月号(令和元年8月1日(木)発行)に掲載した。(別紙3及び4)。

1.1.3 縦覧場所

縦覧は、第1表に示す自治体庁舎等3箇所にて実施した。

第1表 準備書の縦覧場所

縦覧場所	所在地
能代市役所	能代市上町1-3
能代山本広域交流センター	能代市字海詠坂3-2
三種町役場	山本郡三種町鶴川字岩谷子8

1.1.4 縦覧期間

(1) 縦覧期間

令和元年8月9日(金)～9月9日(月)
(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

(2) 縦覧時間

午前9時～午後5時

1.1.5 縦覧者数

3名（縦覧者記帳名簿への記載者数）

※縦覧場所に備え付けた「あらまし」の持ち帰り部数は、11部であった。

[内訳]

- | | |
|---------------|-----|
| ・能代市役所 | 11部 |
| ・能代山本広域交流センター | 0部 |
| ・三種町役場 | 0部 |

1.1.6 インターネット利用による公表

当社ウェブサイトに準備書及び要約書を掲載し、公表した（別紙2）。公表期間は、縦覧期間と同じ令和元年8月9日（金）～9月9日（月）とし、その期間は常時アクセス可能な状態とした。

1.2 環境影響評価準備書の説明会の開催

「環境影響評価法」第17条第1項の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するため準備書説明会（以下、「説明会」という。）を開催した。

説明会の開催の公告は、準備書の縦覧等に関する新聞公告（別紙1）と同時に行うとともに、当社ウェブサイト（別紙2）と能代市広報「広報のしろ」及び三種町広報「広報みたね」（別紙3及び4）に掲載して周知を行った。

1.2.1 開催場所及び開催日時

能代山本広域交流センター：令和元年8月24日（土）14時00分～16時55分

1.2.2 来場者数

来場者は33名であった。

1.3 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

1.3.1 意見書の提出期間

令和元年8月9日（金）から9月24日（火）まで
(郵送の受付は当日消印有効とした。)

1.3.2 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けた意見箱への投函及び郵送又はFAXにより意見を受け付けた（別紙5）。

1.3.3 意見書の提出状況

提出された意見の総数は20件（3通）であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地から提出された意見は20件であった。

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」（昭和39年法律第170号）第46条の6第1項の規定に基づく、環境影響評価準備書についての一般の意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は第2表のとおりである。

第2表(1) 準備書についての一般意見の概要並びに事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>■超低周波音、事業の実施について 騒音や超低周波の値が過去の委員会で示されている数値よりも大きな数値なので、結論としてはリプレースをやめていただきたい。 英断をもってリプレースは断念していただきたい。</p>	<p>現地調査における騒音の測定結果並びに予測の結果は、準備書P333に記載のとおり、現況実測値が現状の24基及び周辺の既設の風力発電機稼働中の状況で37～44dBであり、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会、平成28年）に示されている全国29の風力発電施設の周辺での測定値の範囲（26～50dB）にあります。</p> <p>また、将来の予測結果（37～44dB）は、上記検討会の結果を踏まえて策定された「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）に示された指針値（41～48dB（残留騒音+5dB））を十分に下回っています。</p> <p>なお、超低周波音については、準備書P353～358に記載のとおり、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」と比較して、20Hz未満の周波数帯において「わからない」レベルとなっています。</p> <p>本事業は国や秋田県及び能代市の掲げる再生可能エネルギー導入推進に向けた施策に寄与できると考えており、本事業の実施にあたっては、検討した環境保全措置の確実な実施により、環境影響を可能な限り低減してまいります。</p>
2	<p>■送電線、電磁波について 新しい送電線網および新規の風車はいらない。市内鉄塔下の電磁波は非常に高いので、少しずつ送電線の数を減らさなければいけない。</p>	<p>本事業では準備書P11「第2.2-3表 主要な工事の方法及び規模」に記載のとおり、送電線は既設の送電線路を活用する計画であり、新たな送電線の設置は行いません。</p> <p>なお、「送電線等の電力設備のまわりに発生する電磁界と健康 改訂第15版（平成29年度版）」（平成29年 経済産業省商務情報政策局）には、電力設備や家電製品から発生する電磁界のうち、送電線からの磁界の強さは日本の規制値に比べて十分低く、電界は世界保健機関（WHO）の資料において「健康上の問題はないとの見解が示されている」ことが記されています。</p>

第2表(2) 準備書についての一般意見の概要並びに事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
3	■コウモリ類の保全措置について 本事業者「東北自然エネルギー株式会社」及び委託先である「東北緑化環境保全株式会社」が、「風速とコウモリの活動量の相関」を考察し、コウモリ類の保全措置として、低風速時のフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実施することは評価される。	ご意見ありがとうございます。
4	■コウモリ類の保全措置について 「低風時のフェザリング」とは具体的に何m/sからフェザリングを行うのか。 コウモリ類への保全措置として「低風時のフェザリング」を行うとあるが、「低風時」とは具体的に何m/sなのか、記載が曖昧である。仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するならば、科学的根拠、つまり「録音調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「保全措置を行う風速の値」を決めるべきではないのか。	「低風速時のフェザリング」による運転制限の実施にあたり、フェザリング状態とする風速や実施時期については、今後、専門家からの助言を踏まえ決定します。
5	■風力発電機の仕様について 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（2m/s）以下であってもブレードは回転するのか。	本事業で採用する予定の風力発電機は、発電準備のために、風速2m/s以下でも回転し始めます。
6	■風力発電機の仕様について 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか。	本事業で採用する予定の風力発電機の現状の仕様では、カットイン風速の任意変更、カットイン風速（2m/s）以上でのフェザリングは困難です。
7	■風力発電機の仕様について 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（2m/s）以上の「低風時」にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか。	
8	■コウモリ類の保全措置について コウモリ類の保全措置として、「カットイン風速（2m/s）未満」のフェザリングだけでは足りない。なぜなら事業者の調査によれば、コウモリは風速3～4m/s程度でも活動しているからだ（P410）。よって、コウモリの保全措置として、コウモリの死亡事故が多い時期（8～9月）は、風速4m/s以下でフェザリングを行うこと。	No.4に同じ。
9	■コウモリ類の事後調査について コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べること。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必須である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候も記録すること。	コウモリの活動量と気象条件との関係については、環境影響評価に係る調査で概ね把握できたものと考えており、現段階で事後調査において新設風車へバットディテクターを設置する計画はありません。

第2表(3) 準備書についての一般意見の概要並びに事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
10	<p>■コウモリ類の死骸探索調査について</p> <p>コウモリ類の死骸は小さいため、カラスや中型哺乳類などにより持ち去られて短時間で消失してしまう。コウモリについては最低でも月4回以上の死骸探索を行うべきだ。月1回の頻度では、コウモリの事後調査として「不適切である」。</p>	<p>事後調査時の死骸探索調査は、環境影響評価に係る調査と同じ頻度（月2回（3日程度／1回あたり））で実施します。</p> <p>また、死骸探索調査は、経験豊富な生物調査員により実施します。なお、設備巡視時に死骸が確認された場合、確認日時・位置や状況等を記録、個体回収のうえ、生物調査員が判定します。</p>
11	<p>■コウモリ類の死骸探索調査について</p> <p>事業者は「生物調査員による事後調査は月に1回とし、可視範囲は毎日の設備巡視時のついでにおこなう」ようだが、設備巡視者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。「コウモリ類の死骸消失率」、「設備巡視者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。</p>	
12	<p>■コウモリ類の死骸探索調査について</p> <p>コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること。コウモリ類の体は小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。事業者は「可視範囲は毎日の設備巡視時のついでにおこなう」ようだが、コウモリの死骸調査は「巡視のついでに見つかる」ほど簡単ではない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定1級（哺乳・爬虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。</p>	
13	<p>■コウモリ類の死骸について</p> <p>P449「バットストライク調査」によれば、ヒナコウモリ5個体、アブラコウモリ2個体（文献）、ホオヒゲコウモリ属の一種1個体、コウモリ類の一種1個体、とある。そしてP454には、ホオヒゲコウモリ属の一種は8月に1個体を確認、ヒナコウモリは8～9月に5個体を確認とある。</p> <p>①ヒナコウモリ5個体の年齢、性別、死骸発見年月日を正確に記載せよ。</p> <p>②アブラコウモリ2個体の年齢、性別、死骸発見年月日を正確に記載せよ。</p> <p>③「ホオヒゲコウモリ属の一種」の年齢、性別、死骸発見年月日を正確に記載せよ。また「ホオヒゲコウモリ属の一種」について前腕長及び「同定ができなかつた理由」を記載し、可能性のある種名を列記せよ。</p> <p>④「コウモリ類の一種」の年齢、性別、死骸発見年月日を正確に記載せよ。また「コウモリ類の一種」について前腕長及び「同定ができなかつた理由」を記載し、可能性のある種名を列記せよ。</p>	<p>「バットストライク調査」結果においてヒナコウモリ5個体と記載しておりましたが、ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ4個体の誤りであり、評価書において修正します。調査結果の詳細は以下のとおりです。</p> <p>①ヒナコウモリは、8月3日、8月29日、8月30日、9月4日に確認しました。それぞれ、前腕長が47mm・成獣の雄、45mm・幼獣の雄、46mm・成獣（性別不明）、48mm・成獣（性別不明）と考えられます。</p> <p>ヤマコウモリは、8月20日に確認しました。前腕長が62mm、成獣の雌と考えられます。</p> <p>②アブラコウモリ（文献）は、平成19年9月に2個体確認されておりますが、文献には年齢、性別の記載はありませんでした。</p> <p>③ホオヒゲコウモリ属は、8月29日に確認しました。落下後に受けた損傷（食害）により、種の特定には至りませんでした。前腕長は34mmで、幼獣の雄と考えられます。可能性のある種としてはフジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリが考えられます。</p> <p>④コウモリ類の一種は、9月4日に確認しました。落下後に受けた損傷（食害）の程度が大きく、種、グループの特定には至りませんでした。前腕長は34mmであり、可能性のある種としてはアブラコウモリ、フジホオヒゲコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、モモジロコウモリが考えられます。</p> <p>なお、事後調査時には可能な限り、年齢や性別の識別にも努めることとします。</p>

第2表(4) 準備書についての一般意見の概要並びに事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
14	<p>■コウモリ類の死骸について P449「バットストライク調査」によれば、ヒナコウモリ5個体、アブラコウモリ2個体（文献）、ホオヒゲコウモリ属の一種1個体、コウモリ類の一種1個体、とある。そしてP454（重要種）には、ホオヒゲコウモリ属の一種は8月に1個体を確認、ヒナコウモリは8～9月に5個体を確認とある。</p> <p>①なぜ「ホオヒゲコウモリ属の一種」は重要種に該当し、「コウモリ類の一種」は重要種に該当しないのか。「コウモリ類」には「ホオヒゲコウモリ属」も含まれる。記載が不自然である。</p> <p>②種の同定ができているにも関わらず、発覚をおそれ「確認された重要種の種名」を隠ぺいした事業者がいた。「ホオヒゲコウモリ属の一種」、「コウモリ類の一種」について、本当は種の同定ができているのではないか。本事業者も「重要種の種名」を評価書まで隠ぺいするつもりではないのか。</p>	<p>「コウモリ類の一種」については、ご指摘のとおり重要種を含む可能性がありますので、評価書において修正します。</p> <p>また、「〇〇の一種」と記載した種については、No.13の見解のとおり個体の損傷が大きく、種の特定には至らなかったものです。</p>
15	■コウモリ類の保全措置について P405の図から判断すると、7月中旬からの出現頻度の上昇は、P224で専門家が述べる「子育て期」ではなく、移動期の出現である可能性が高い。P497で事業者はヒナコウモリの生態的特徴として「出産期は6～7月、子は約1か月で自立」と述べていることから、フェザリング時期は専門家の言う6月中旬から現地調査結果に従い、9月中旬までの3か月間実施すべきである。	No.4と同じ。
16	■コウモリ類の死骸について P449の「ホオヒゲコウモリ属の一種」、すなわち「Myotis sp.」まで同定した根拠を示すこと。	前腕長及び体毛の状況並びに当該地域の環境等を考慮し、ホオヒゲコウモリ属の一種としました。
17	■コウモリ類の死骸について P449の「ヒナコウモリ」5個体の各計測値と雌雄、年齢（成獣か当歳獣か）を示すこと。これは「SDGs」の観点から極めて重要である。	No.13と同じ。
18	■コウモリ類の生態について P497のヒナコウモリの捕食者として「アオハズク」と記載されているが、どんな生物でしょうか。	「アオバズク」の誤記であり、評価書において修正します。
19	■コウモリ類の保全措置について P498で「コウモリ類の主な活動時期における活動時間帯は、低風速時のフェザリングにより運転制限を行い」と記述されているが、その具体的な期間と時間帯、運転制限を行う風速の範囲を示さなければ、保全措置について評価することはできない。	No.4と同じ。
20	■コウモリ類の事後調査について リプレース後に死骸探索およびナセルからの音声調査を確実に実施し、保全措置の検証を行うこと。	No.9と同じ。

※：意見の概要のうち「意見内容を要約しないこと・全文公開すること」と記載のあったご意見については、要約せずに意見書をそのまま掲載しております。

秋田魁新報への公告内容

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書」を作成しましたので、次のとおり公表いたします。

一、事業者の名称 東北自然エネルギー株式会社

代表者 取締役社長 阿部 聰
所在地 仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

二、対象事業の名称 能代風力発電所リプレース計画

発電所の原動力の種類 風力(陸上)
発電所の出力 一万四千四百キロワット

三、対象事業が実施されるべき区域

秋田県能代市浅内地区ほか

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

五、準備書の縦覧場所 能代市役所／能代山本広域交流センター／三種町役場

期間 令和元年八月九日(金)から
令和元年九月九日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

時間 午前九時から午後五時まで

電子縦覧(<https://www.tousec.co.jp/>)

六、説明会の開催

開催日 令和元年八月二十四日(土)
開催場所、開催時間 能代山本広域交流センター
第一研修室 午後二時～

七、意見書の提出

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・ご意見(日本語により意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、令和元年九月二十四日(火)午後五時までに、左記の問合せ先へ郵送またはFAXにて送付してください。

令和元年八月九日

意見書の提出先(お問い合わせ先)

〒九八〇〇八二 仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

東北自然エネルギー株式会社

技術本部 風力・太陽光事業部

T E L ○二二二二一三九九三
F A X ○二二一一二六五一一三〇七

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書」を作成しましたので、次のとおり公表いたします。

一、事業者の名称 東北自然エネルギー株式会社

代表者 取締役社長 阿部 聰
所在地 仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

二、対象事業の名称 能代風力発電所リプレース計画

発電所の原動力の種類 風力(陸上)
発電所の出力 一万四千四百キロワット

三、対象事業が実施されるべき区域

秋田県能代市浅内地区ほか

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

五、準備書の縦覧場所 能代市役所／能代山本広域交流センター／三種町役場

期間 令和元年八月九日(金)から
令和元年九月九日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

時間 午前九時から午後五時まで

電子縦覧(<https://www.tousec.co.jp/>)

六、説明会の開催

開催日 令和元年八月二十四日(土)
開催場所、開催時間 能代山本広域交流センター
第一研修室 午後二時～

七、意見書の提出

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・ご意見(日本語により意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、令和元年九月二十四日(火)午後五時までに、左記の問合せ先へ郵送またはFAXにて送付してください。

令和元年八月九日

意見書の提出先(お問い合わせ先)

〒九八〇〇八二 仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

東北自然エネルギー株式会社

技術本部 風力・太陽光事業部

T E L ○二二二二一三九九三
F A X ○二二一一二六五一一三〇七

当社ウェブサイトへの掲載内容

「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書」の縦覧について

「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書」の縦覧を行います。

【縦覧の概要】

- | | |
|---------------|---|
| 1. 対象事業の種類、規模 | 風力発電所、14,400kW |
| 2. 対象事業実施区域 | 秋田県能代市浅内地区ほか |
| 3. 縦覧の場所 | 能代市役所第1庁舎行政情報コーナー、三種町役場
能代山本広域交流センター |
| 期間 | 令和元年8月9日（金）～令和元年9月9日（月） |
| 時間 | 9時～17時 *閉庁時を除きます。 |

【説明会の開催】

1. 日時 令和元年8月24日（土） 14時～
2. 場所 能代山本広域交流センター

【意見書の提出】

準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、郵送又はFAXにて送付してください。

1. 意見書の記載内容
住所、氏名、ご意見（ご意見の理由を含めて、日本語で記載して下さい）
2. 意見書の提出先、受付期限

東北自然エネルギー株式会社 技術本部 風力・太陽光事業部

〒980-0811 仙台市青葉区一番町三丁目7番1号

T E L 022-222-3993 F A X 022-265-2207

令和元年9月24日（火） 17時まで

[能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書\(PDFファイルサイズ:約90MB\)](#)

[能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書 要約書\(PDFファイルサイズ:約40MB\)](#)

※ご意見記入用紙はこちらです。

[PDF版 ご意見記入用紙](#)

[WORD版 ご意見記入用紙](#)

能代市広報「広報のしろ」8月号への掲載内容



(表紙)

農地バトロールを行います

県内全域にクマ出没注意報が発令中です。民家の近くでも目撲されていていますので注意しましょう。
クマを発見したら連絡を! 還格先 農業振興課☎89-2183 地域局瑞穂産業課☎73-4500

農地の利用状況調査を行います

農地の把握と発生防止、農地の違反転用防止を図るために、8月下旬～10月にかけて、農業委員や農地利用最適化推進委員が市内全城の農地をバトロールします。

農地の状況把握のため、農地に立ち入り、写真撮影をしたり利尿草を身に付けています。

どなたでも参加できます
能代市議会報告会を開催します
8月23日午後7時～

昨年度の議会の活動状況や予算、決算などの審議概要についてお話をします。また、市議会に対する意見や要望を伺い、今後の議会活動につなげます。

場所／出席議員
中央公民館／小林希彦（班長）、大高 耕、佐藤智一、針金勝彦、安岡明雄、原田悦子
南部公民館／武田正廣（班長）、安井英章、畠貫一郎、落合康友、伊藤洋文、庄司駿八
鶴形公民館／藤田克美（班長）、菊地時子、若原隆文、渡邊正人、安井和則、落合範良
問合せ 議会事務局☎89-2922

環境影響評価準備の説明会について

能代風力発電所リブリース計画の環境影響評価準備書の概要と説明会を行います。

会場：能代山本庁舎
開催日時：8月24日(土) 午後2時
問合せ 農業委員会事務局☎89-32935

年金通信

20歳の誕生日の前に国民年金の加入の手続を案内をお送りしています

国民年金はみんなが加入します
国民年金は、日本に住んでおられる20歳未満のすべての方が加入しています。国民年金は、老後の生活ばかりではなく、障害や死亡など不運の事故後に生活の安定が保証されることがあります。みんなで前もって保険料を出し合いで支え合う制度です。

加入手続きについて

20歳の誕生日の前月に、日本年金機構から通知が送られます。届出書に必要事項を記入し、同封して提出してください。

保険料の納付が困難な場合

保険料の納付が困難な場合は、学生や、収入が少なく保険料の納付が困難な方の場合は、「学生納付特例」や、「若年者納付猶予」などがあります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 市民保険課 ☎89-2168
地域局市民福祉課☎73-2114

防火管理監査を適正に行っていただくために再職員受講者を募集します

申込締切：8月16日㈮まで
会場：消防本部予防課☎52-3312
日時：8月27日㈫ 午後1時30分～3時30分
場所：消防本部
費用：2,000円
問合せ：消防本部予防課☎52-3312

三種町広報「広報みたね」12月号への掲載内容



(表紙)

問い合わせ先…

(☎ 581-5295)

高齢者交流センターおとどけ屋

東北自然エネルギー・能代に係る環境影響評価準備書面

事業予定区域

能代市浅内地区等

能代市役所第1庁舎行政情報センター、能代市本庁交換センター

8月9日～9月9日

公認会場

三種町役場、能代市浅内地区等

説明会の開催

8月24日

意見交換会

8月24日～9月17日(土曜)

意見提出

8月24日～9月17日(土曜)

意見提出先・提出先:

(三種町鹿渡字妙見原95)

問い合わせ先…

松庵寺郷土まつり

今年はゲストに子どもたちの心をわいしかみにするユニークト「チリン」と「ロント」が初登場。

今年も多彩な出演陣と充実した出店が、夏のお寺を盛り上げます。

●とぎ 松庵寺境内

●とぎ 松庵寺境内

●とぎ 本堂

●とき 15時～20時

●入浴料 無料(投げ銭)

問い合わせ先…

松庵寺郷土まつり(☎ 017-255026)

おともだちのあ知らせ

生き生き学習は年齢を問わず一般の方が自由に参加できる教室です。

●歌謡教室

8月24日 13時～16時

※8月の休館

5、13、19、26

問い合わせ先…

秋田県では、県外在住の方を

開催のお知らせ

全国一斉「子どもの人権強化週間」

おともだちをめぐる話さまな

開催のお知らせ

秋田県開発促進センター(ボリテクセンター秋田)訓練受講者第一係

(☎ 018-1081-1111)

秋田市青葉区7-1-1

7-1 電力ビル3階

(☎ 0202-222-3099)

県内向け手話教室のご案内

初心者向けの手話教室を開催します。

●対象

9月3日

13時30分～15時30分

能代中央公民館

手話を用いた簡易会話

問い合わせ先…

秋田県企画振興部調査統計課

(☎ 018-1860-1200)

EMボカシについて

EMインストラクターと共にボカシづくりを体験。

講師 EM上級インストラクター 佐々木三子子

開催地 講師宅(鶴川東

申込み・問い合わせ先…

(☎ 018-1097-1110)

ひきこもりに関する巡回相談

8月28日

タウンページ

「防災タウンページ」は、8月中旬に全住戸・事業所に届けられます。

公衆電話・避難所マップ

(☎ 018-1802-0223)

人権問題の解決を図るために

あるすべての方を対象とした「ハイターン・エア(秋田)」を開催します。

問い合わせ先…

相談は無料で個人相談委員および法務局職員が担当し、相談内容についての秘密は厳守します。

●とぎ 8月12日

12時～15時

秋田温泉センター
アルカ

●対象者

秋田県内への就職を希望する主の方

●予約不要、服装、入退場自由、お子様連れ歓迎

●対象者

秋田温泉センター

●とぎ 8月29日～9月4日

平日 8時30分～19時

土・日 10時～17時

専用相談電話…

(☎ 018-1097-1110)

問い合わせ先…

「タウンページ」と一緒に8月中旬に全住戸・事業所に届けられます。

公衆電話・避難所マップ

(☎ 018-1802-0223)

ご確認ください「防災タウンページ」

「タウンページ」と一緒に8月中旬に全住戸・事業所に届けられます。

お問い合わせ先…

お問い合わせセンター

受付時間 平日 9時～17時

(☎ 018-1501-6009)

相談無料相談会

司法書士が相談、登記手続き、遺言などに関するお話しをあ受けします。

●持参 新鮮なぬか10kg

※参加の際は、前日までに電話でご連絡下さい。

申込み・問い合わせ先…

(☎ 018-471-11)

厚生労働省による常用労働時間の調査

労働者1～4人の事業所を対象に毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

問い合わせ先…

問合せ先…

司法書士伊藤博之事務所

(☎ 018-1866-2)

秋田自動車道通行止めのあらわせ

調査対象となる事業所には、常用労働時間の調査が訪問し調査票を作成します。調査へのご理解とご協力をあ頼んでいます。

●区間 篠山森岳IC～能代南IC

●期間 8月20日～9月26日 每日20時～6時

問い合わせ先…

東日本旅客鉄道(株)秋田支社

(☎ 018-1024-1024)

令和元年8月 32

意見書書式

「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書」

ご意見記入用紙

令和元年 月 日

〒□□□-□□□□

ご住所ご氏名ご連絡先

環境影響評価法第18条の規定に基づき、環境保全の見地から次のとおり意見を提出する。

ご意見の内容及びその理由

注) 本用紙にご記入いただきました情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。